

離職証明書の作成に当たっての留意事項

～新型コロナウイルス感染症の影響により離職した場合～

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律」に基づき、雇用保険の基本手当の給付日数の延長に関する特例が設けられたことにより、令和2年5月26日以降に離職された方については、特定受給資格者又は特定理由離職者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した場合、給付日数の延長の対象になる可能性があります。

この特例の対象になる可能性がある離職者を把握するため、**離職証明書の作成に当たっては、以下の取扱いにご留意願います。**

離職証明書の記載について

- ・ 離職証明書の⑦離職理由欄が、「4 (2) 重責解雇」、「5 (2) 労働者の個人的な事情による離職」以外であって、
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による離職の場合

具体的事情記載欄（事業主用）に記載した離職理由の末尾に『（コロナ関係）』と記載をお願いします。

（離職証明書 具体的事情記載欄の記載例）

具体的事情記載欄（事業主用）必ず記載してください。

〇〇に伴う離職（**コロナ関係**）

（参考：対象とならない場合）

特例延長給付は、積極的に求職活動を行っている方が対象となります。

そのため、次の①～④のいずれかに該当する場合は、特例延長給付の対象となりません。

- ① 所定の求職活動がないことで失業認定日に不認定処分を受けたことがある場合
- ② やむを得ない理由がなく、失業認定日に来所しなかったことにより不認定処分を受けたことがある場合
- ③ 雇用失業情勢や労働市場の状況などから、現実的ではない求職条件に固執される方等
- ④ 正当な理由なく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、指示された公共職業訓練を受けること、再就職を促進するために必要な職業指導を拒んだことがある場合

